

職員退職金支給細則

(総則)

第1条 公益社団法人日本地すべり学会規則（以下「規則」という。）第19条第2項に基づき、この細則を定める。

2 この細則は、理事会の決議を経て、変更することができる。

(支給対象)

第2条 退職金は、職員が退職したとき、または解雇されたときはその者に、職員が死亡したときはその遺族に支給する。

(支給制限)

第3条 職員が次の各号に該当する場合には、退職金は支給しない。

- (1) 勤続1年未満で退職したとき
- (2) 免職の懲戒を受けたとき

(退職金の額)

第4条 退職金の額は、職員が退職または死亡した日から遡って5年間の月額報酬の平均額に、勤続1年につき100分の100を乗じた額とする。

2 退職金は、法令に基づき退職金から排除すべき額を排除し、その残額を支給する。

(勤務期間の計算)

第5条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、その者が職員となった日の属する月から、退職した日または死亡した日の属する月までの年月数による。ただし、その期間のうちに次の各号に該当する期間があるときは、その期間を除く。

- (1) 刑事事件に関して起訴されたことによる休職期間
- (2) 停職期間
- (3) 私傷病による休職期間

附則

この細則は、平成12年8月28日に新規制定したもので、平成13年4月1日から施行する。

附則（平成23年8月30日理事会議決）

この変更細則（第6条追加）は、平成23年8月30日から施行する。

附則（平成24年8月28日理事会議決）

この細則は、平成24年8月28日に一部改定したもので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。